



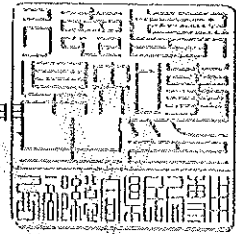
## 産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 徳島県阿波市阿波町五明141番地の1

氏 名 徳島リサイクル工業株式会社 代表取締役 美馬 高子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



許可の年月日	平成21年9月3日	許可番号	233
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に基づく、がれき類の破砕施設 がれき類		
設置場所	徳島県美馬市脇町字西赤谷2351番		
処理能力	320t/日(8時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		